

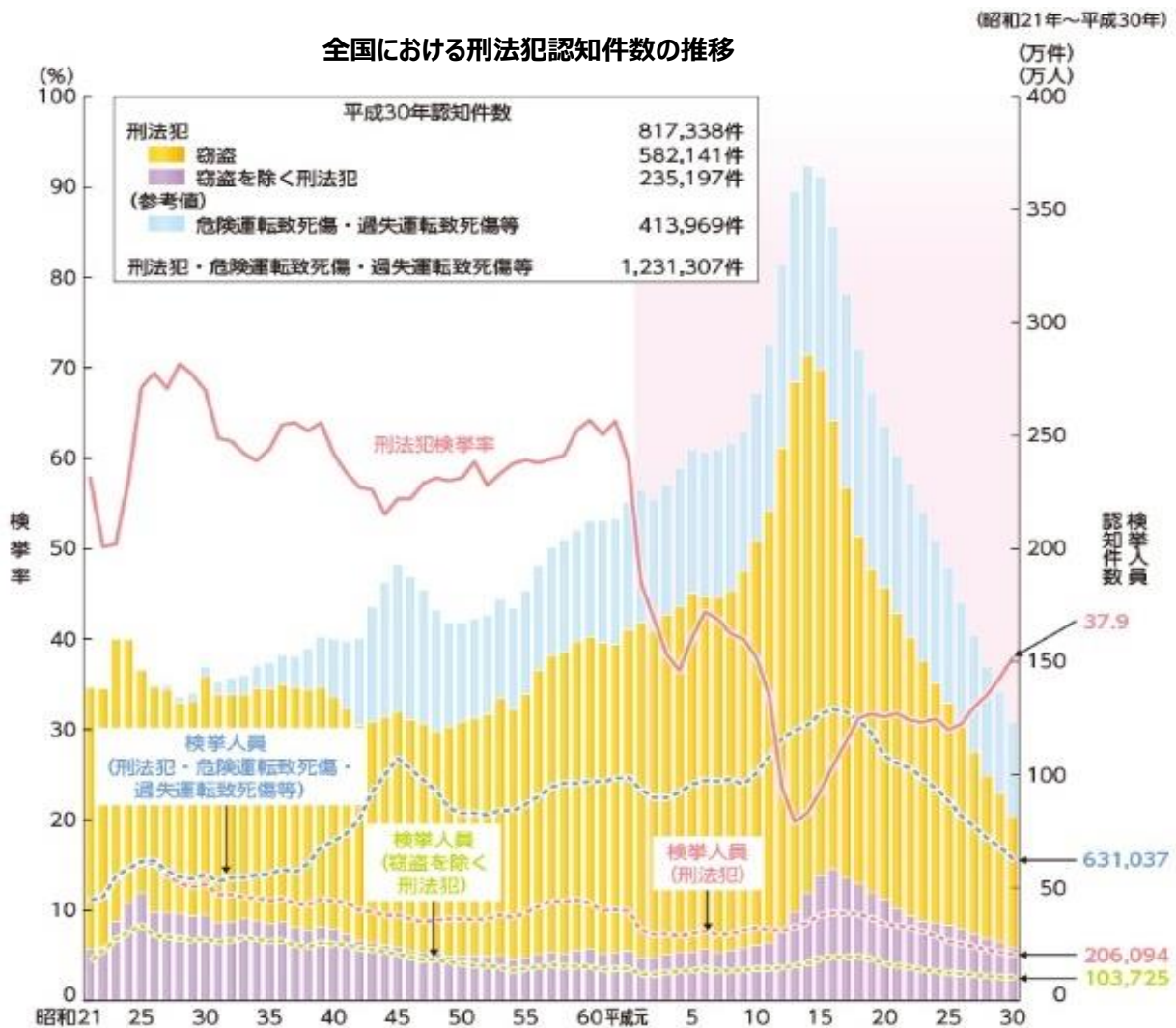
第2章 再犯防止を取り巻く状況

1 犯罪の発生状況

(1) 刑法犯認知件数の推移

全国における刑法犯の認知件数（注2）は、平成期において平成元年から年々増加傾向にあり、8年からは毎年戦後最多を更新して14年には285万4,061件にまで達したが、15年に減少に転じて以降、16年連続で減少しており、30年は81万7,338件と戦後最少を更新した。戦後最少は27年以降、毎年更新中である。

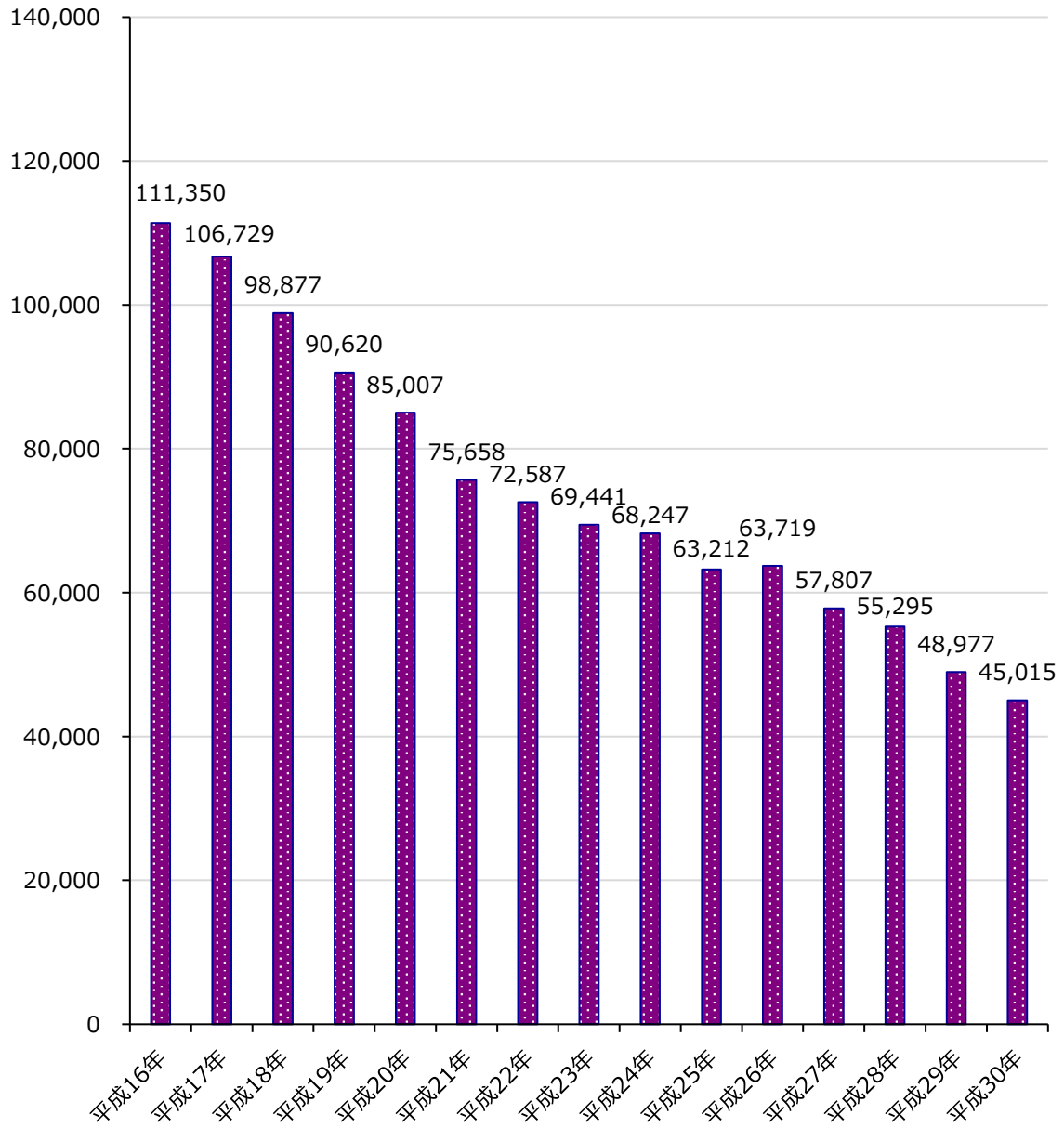
また、大阪市においても、過去10年間の刑法犯認知件数の推移をみると全国と同様に、減少を続けている。



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。
 3 昭和40年以前の「刑法犯」は、業務上（重）過失致死傷を含まない。
 4 危険運転致死傷は、平成14年から26年までは「刑法犯」に、27年以降は「危険運転致死傷・過失運転致死傷等」に計上している。

出典：令和元年版犯罪白書

大阪市内における刑法犯認知件数の推移

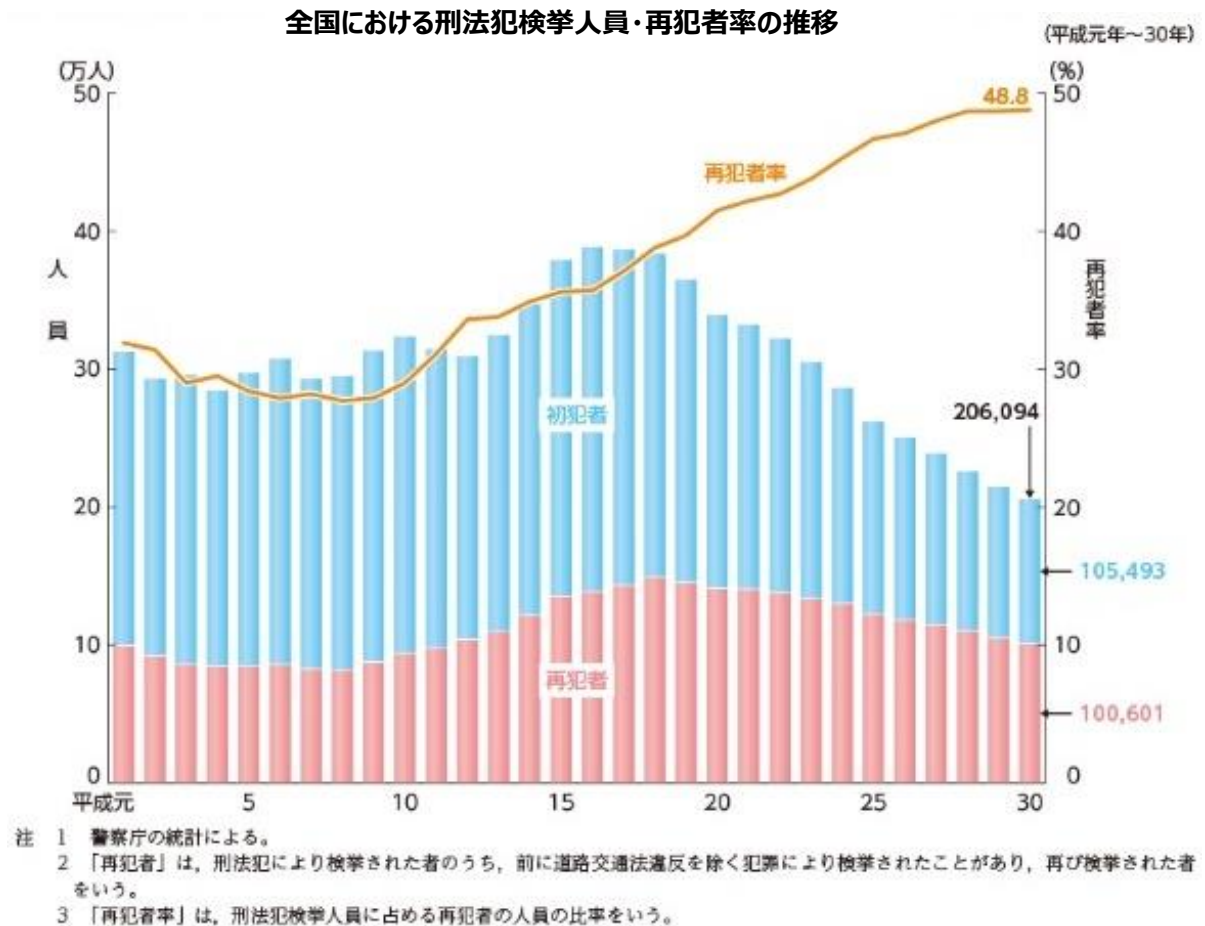


データ提供：大阪府警察

(2) 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移

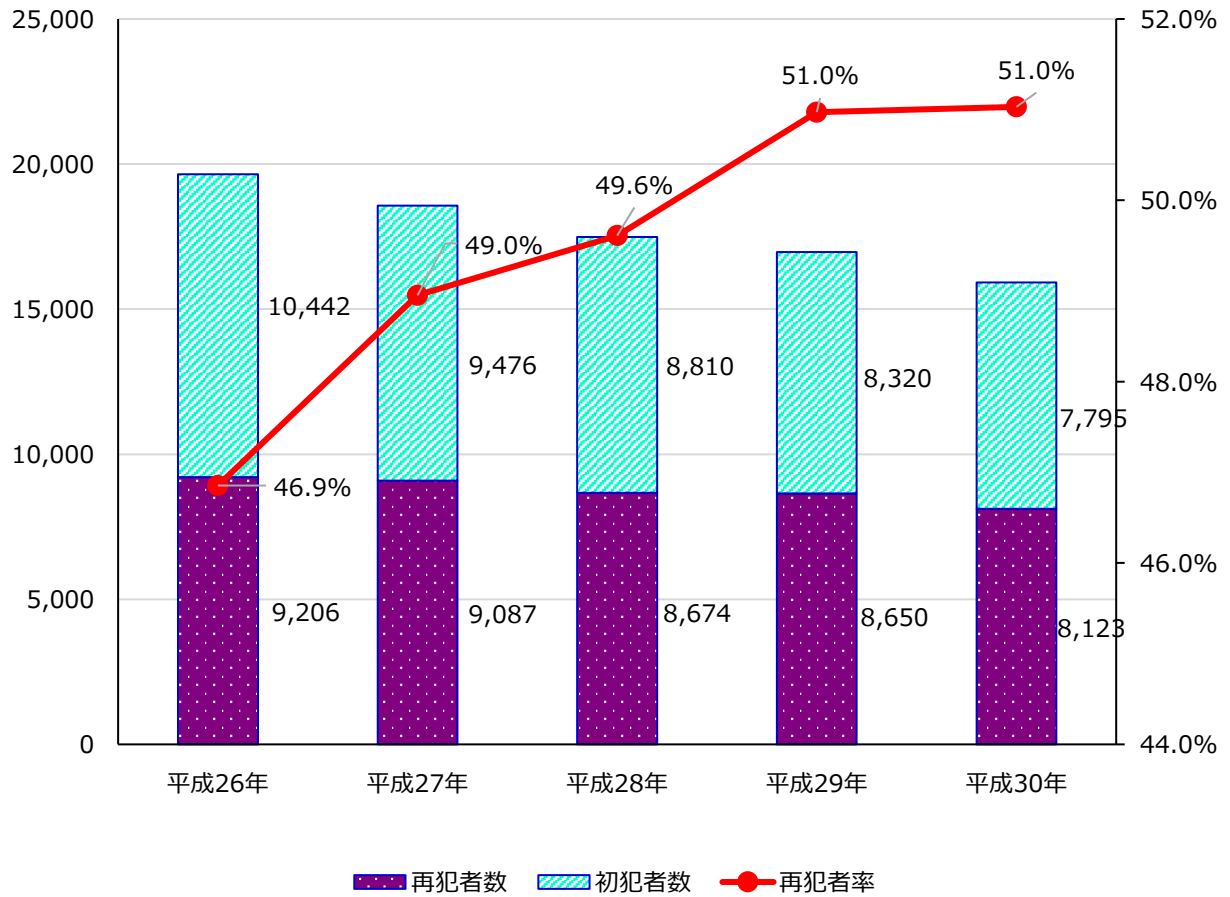
全国の再犯者の人員は、平成 18 年の 14 万 9,164 人をピークとして、その後は漸減状態にあり、30 年は 18 年と比べて 32.6 パーセント減であった。しかし、再犯者の人員が減少に転じた後も、それを上回るペースで初犯者の人員も減少し続けているため、再犯者率は 9 年以降一貫して上昇し続け、30 年は平成期で最も高い 48.8 パーセントであった。

大阪府においても、同様に再犯者及び初犯者の人数は減少傾向にあるものの、再犯者の減少を上回るペースで初犯者の人数が減少しているため、再犯者率（注 3）は増加している。



出典：令和元年版犯罪白書

大阪府内での刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



データ提供：法務省

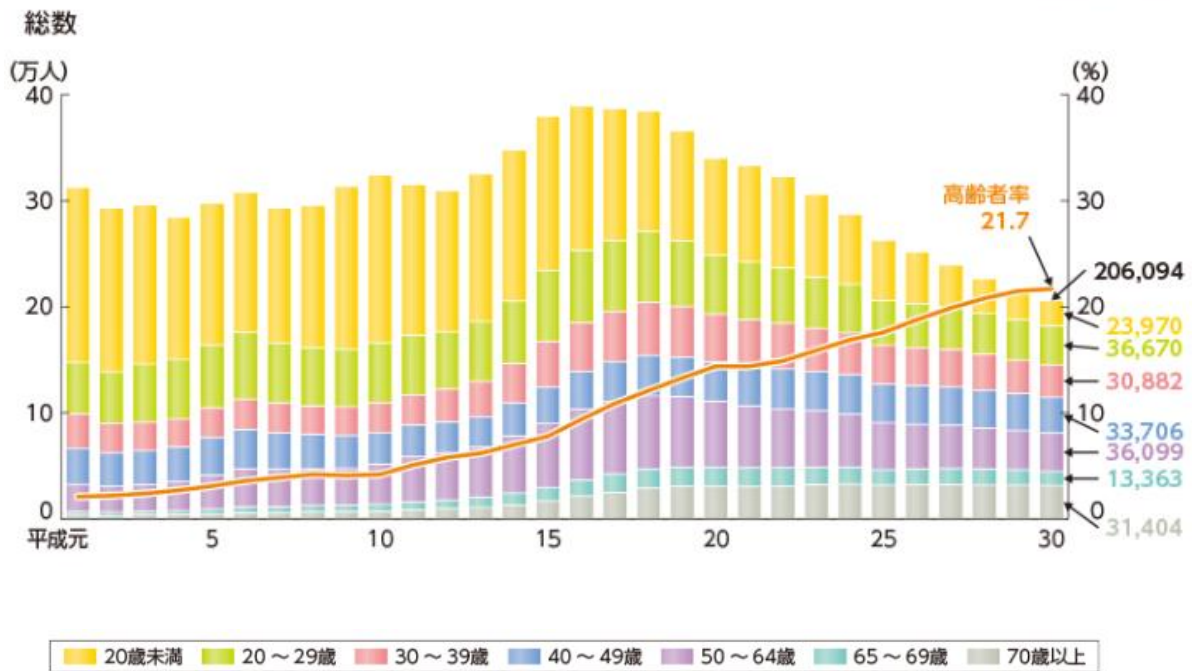
(3) 高齢者を取り巻く犯罪等の状況

高齢者（65歳以上）の検挙人員は、平成3年以降毎年増加して、20年にピーク（4万8,805人）を迎え、その後は高止まりの状況にあって、30年に4万4,767人となり、元年（6,625人）から約6.8倍に増加した。このうち、70歳以上の者は、23年以降高齢者の検挙人員の65パーセント以上を占めるようになって、30年には70.1パーセントに相当する3万1,404人となり、元年（3,428人）と比べて約9.2倍に増加した。刑法犯検挙人員における高齢者率は、他の年齢層の多くが減少傾向にあることからほぼ一貫して上昇し、28年以降20パーセントを上回っている。

大阪府においても、同様に検挙人員に占める高齢者の割合は増加傾向にあり、罪名としては窃盗犯が半数以上を占めている。なお、平成25年と比較して、30年においては窃盗犯の割合はさらに増加している。

全国における刑法犯検挙人員（年齢層別）・高齢者率の推移

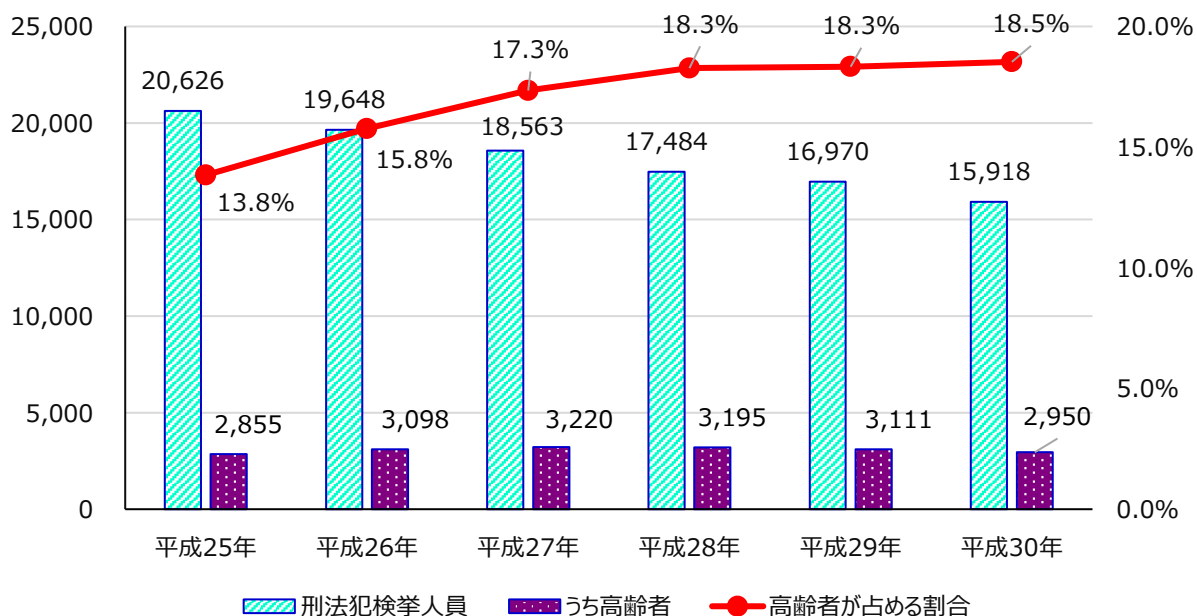
(平成元年～30年)



- 注 1 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。
 4 「高齢者率」は、総数及び女性の各刑法犯検挙人員に占める高齢者の比率をいう。

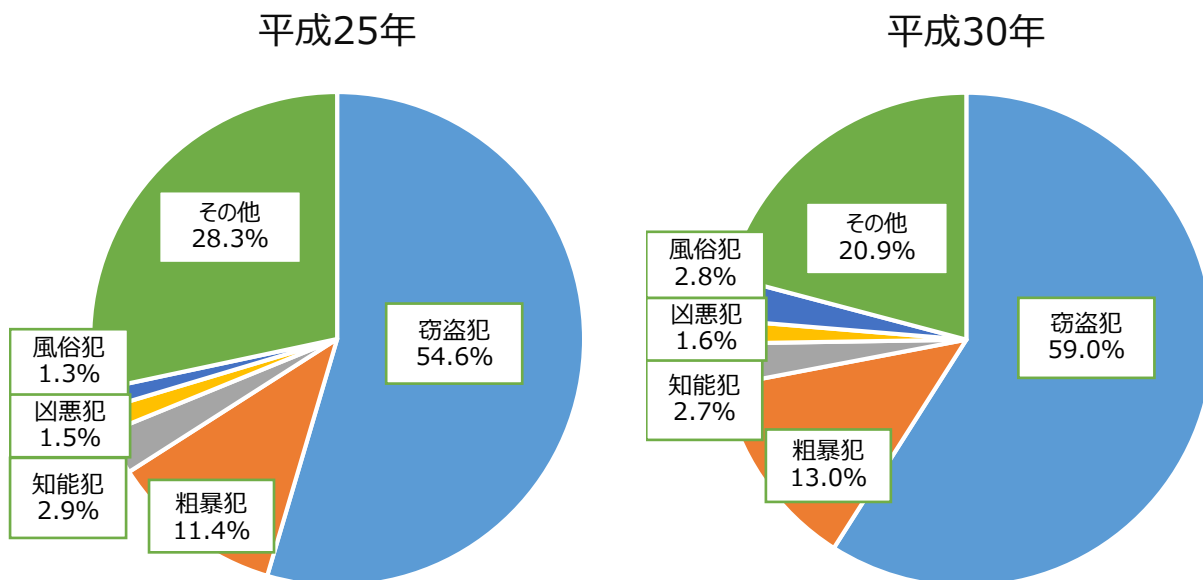
出典：令和元年版犯罪白書

大阪府警察における刑法犯検挙人員のうちの高齢者（65歳以上）の推移



データ提供：大阪府警察

大阪府警察における刑法犯検挙人員（65歳以上）の罪名別構成比



凶悪犯・・・殺人、強盗、放火、強姦性交等、**粗暴犯**・・・暴行、傷害、脅迫、恐喝等
窃盗犯・・・万引き、空き巣等、**知能犯**・・・詐欺、横領、偽造等、**風俗犯**・・・公然わいせつ等
その他・・・占有離脱物横領、公務執行妨害、住居侵入、器物損壊等

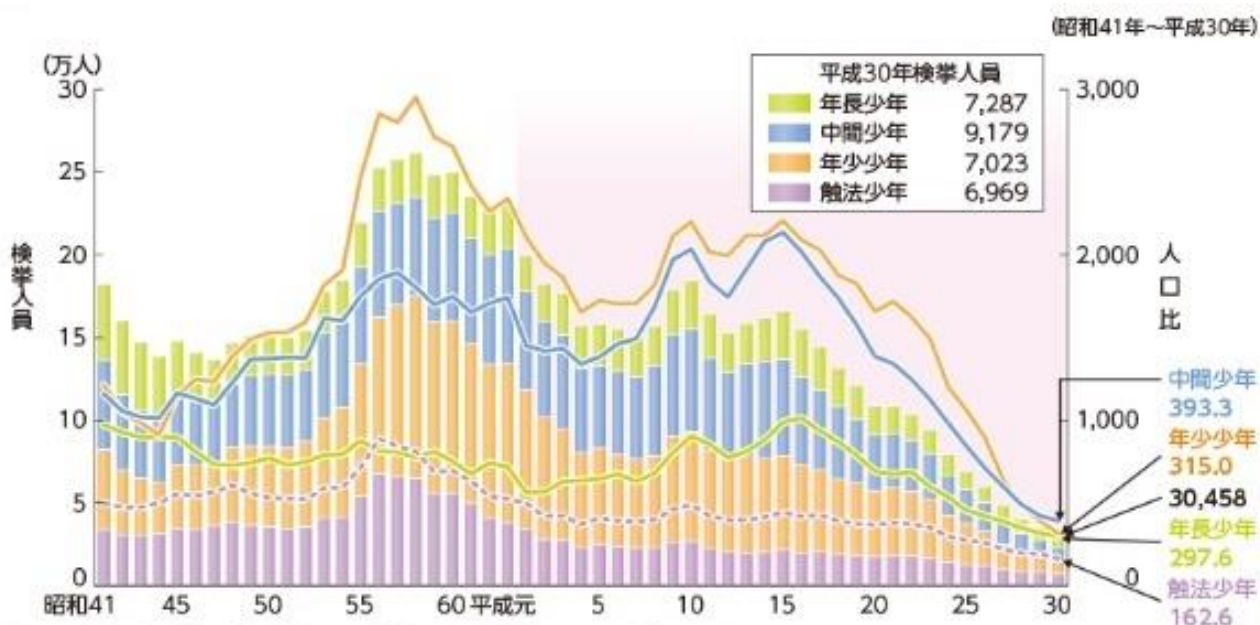
データ提供：大阪府警察

(4) 少年等を取り巻く犯罪等の状況

全国の少年による刑法犯の検挙人員は平成16年以降減少傾向にある。

大阪府における少年犯罪数も毎年減少しており、少年による犯罪数は減少傾向にある。平成30年の罪名別内訳では窃盗犯が半数以上を占めているが、25年と比較して窃盗犯の割合は減少しており、代わりに粗暴犯、知能犯、凶悪犯、風俗犯が増加しているが、特に詐欺等の知能犯の増加が顕著となっている。

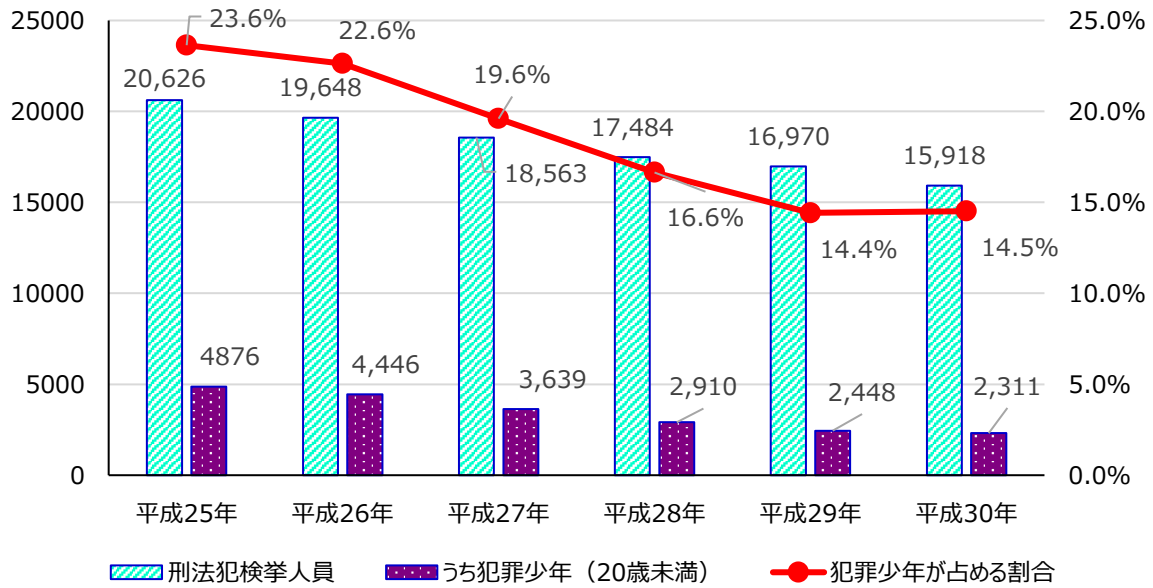
全国の少年による刑法犯検挙人員・人口比の推移（年齢層別）



- 注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 検挙人員中の「触法少年」は、補導人員である。
 4 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。
 5 「人口比」は、各年齢層の少年10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員である。なお、触法少年の人口比算出に用いた人口は、10歳以上14歳未満の人口である。

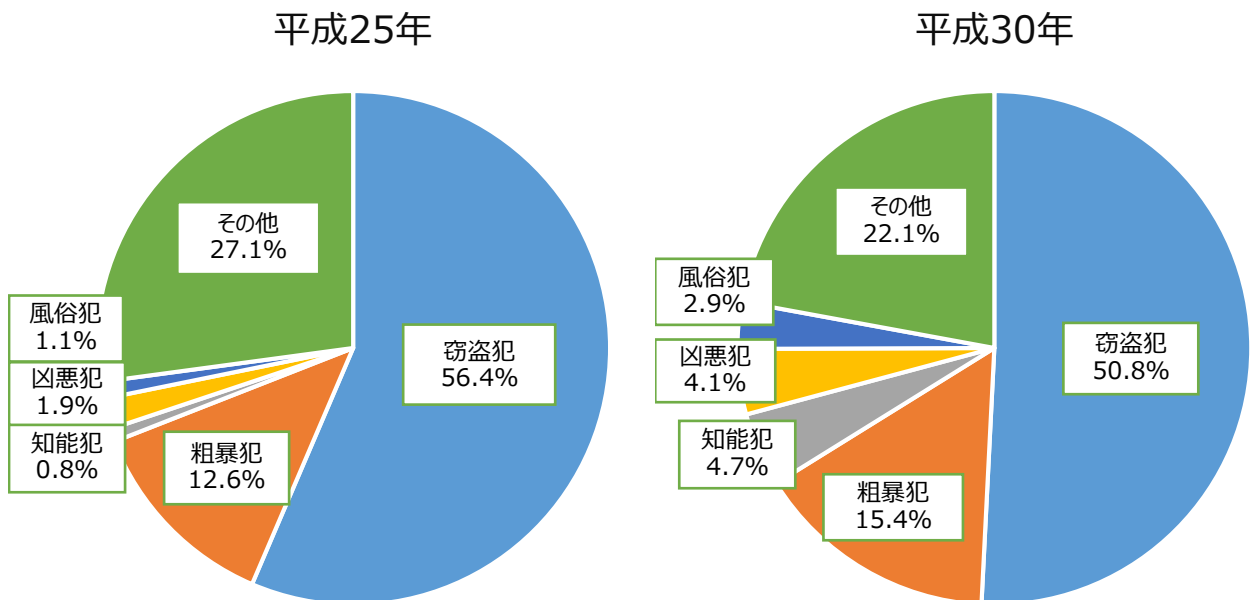
出典：令和元年版犯罪白書

大阪府警察における刑法犯検挙人員のうちの犯罪少年（20歳未満）の推移



データ提供：大阪府警察

大阪府警察における刑法犯検挙人員（20歳未満）の罪名別構成比



凶悪犯・・・殺人、強盗、放火、強姦性交等、粗暴犯・・・暴行、傷害、脅迫、恐喝等
 窃盗犯・・・万引き、空き巣等、知能犯・・・詐欺、横領、偽造等、風俗犯・・・公然わいせつ等
 その他・・・占有離脱物横領、公務執行妨害、住居侵入、器物損壊等

データ提供：大阪府警察

(5) 薬物犯罪を取り巻く状況

覚せい剤取締法の検挙人員は、昭和 60 年からは減少傾向となっているが、平成 7 年から増加に転じ、9 年には平成期に入って最多となる 1 万 9,937 人を記録した。13 年以降は減少傾向にあったものの、18 年以降はおおむね横ばいで推移し、毎年 1 万人を超える状況が続いている。また、30 年における大麻取締法違反の検挙人員は 3,762 人であり、26 年から 5 年連続で増加している。

大阪府における薬物事犯については、平成 30 年における総検挙人員は、26 年と比べて減少しているが、大麻事犯は増加している。大麻事犯では、検挙人員の約 3 割が未成年であり、大麻の若年層への蔓延が危惧されている。覚せい剤事犯も減少してきてはいるが、依然として最も多い割合を占めており、30 年においても総検挙人員の約 8 割を占めている。



- 注 1 厚生労働省医薬・生活衛生局の資料による。ただし、平成19年までは、厚生労働省医薬食品局、警察庁刑事局及び海上保安庁警備救難部の各資料により、20年から27年までは、内閣府の資料による。
 2 覚せい剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含む。
 3 警察のほか、特別司法警察員が検挙した者を含む。

出典：令和元年版犯罪白書

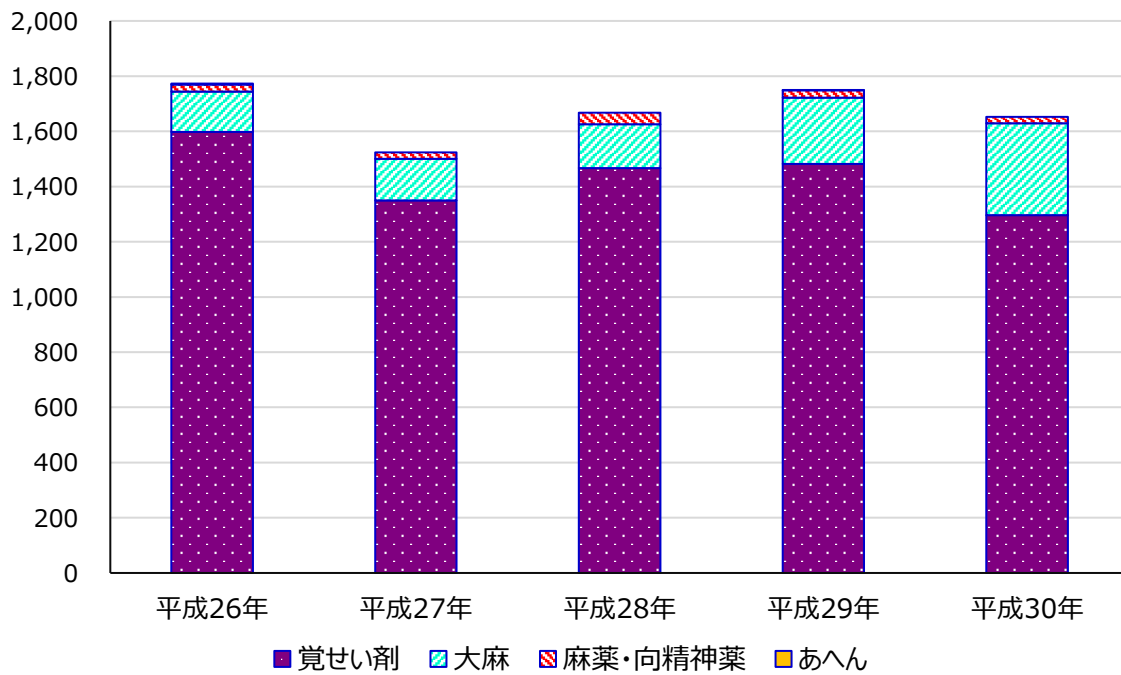


- 注 1 厚生労働省医薬・生活衛生局の資料による。ただし、平成19年までは、厚生労働省医薬食品局、警察庁刑事局及び海上保安庁警備救難部の各資料により、20年から27年までは、内閣府の資料による。
 2 大麻、麻薬・向精神薬及びあへんに係る各麻薬特例法違反の検挙人員を含む。
 3 警察のほか、特別司法警察員が検挙した者を含む。

出典：令和元年版犯罪白書

大阪府警察が検挙した薬物事犯検挙人員

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
覚せい剤	1,598	1,350	1,467	1,482	1,296
大麻	146	150	159	240	333
麻薬・向精神薬	26	24	42	27	24
あへん	3	0	0	1	0
合計	1,773	1,524	1,668	1,750	1,653



データ提供：大阪府警察